

町田都市計画地区計画の決定（町田市決定）

都市計画小山片所地区地区計画を次のように決定する。（2017年12月26日町田市告示第399号）

| | | | |
|--------------|-------------|---|--|
| 名 称 | | 小山片所地区地区計画 | |
| 位 置 ※ | | 町田市小山町字二十一号及び小山ヶ丘三丁目各地内 | |
| 面 積 ※ | | 約3.2ha | |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、京王相模原線多摩境駅から東へ約0.5kmに位置しており、「町田市都市計画マスタープラン」において、良好な住環境を形成・誘導する戸建て主体の住宅地と位置付けられている。</p> <p>本地区計画では、小山片所土地区画整理事業により整備された緑豊かで良好な住宅市街地の形成・保全を図るとともに、周辺環境と調和した魅力ある街並みの形成を目標とする。</p> | |
| 区域及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | 戸建住宅を主体とした良好な住環境を形成するとともに、潤いのある都市景観を創出するため、宅地内の緑化を誘導し、緑豊かな街並みの形成を図る。 | |
| | 建築物等の整備の方針 | 良好な住環境の形成と保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。 | |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸建て住宅 2 長屋（住戸の数が9以上のものを除く。） 3 共同住宅（住戸又は住室の数が9以上のものを除く。） 4 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 5 集会所（地区内住民の使用に供するものに限る。） 6 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。） 7 1から6までの建築物に附属するもの 8 公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと市長が認めたもの |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 140㎡ |
| | | 壁面の位置の制限 | <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のとき。 3 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき。 |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | 9m |
| | 土地の利用に関する事項 | 沿道の緑化による連続的な緑の形成等、敷地内緑化に努める。 | |

※は知事協議事項

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

小山片所土地区画整理事業により整備された良好な住宅市街地の形成・保全を図るため、地区計画を決定する。